

寒川町道路占用料条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (占用料の額) 第2条 占用料の額は、別表に定めるとおりとする _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____。 2 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項又は電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をした占用の期間の占有開始の日の属する月から占有期間満了の日又は占有廃止の日の属する月までについて徴収する。 3 (略) (加える) 4 占用料の額が面積をもつて定められているものでその占有面積が1平方メートル未満であるとき又は1平方メートル未満の端数を生じたときは1平方メートルとし、占用料の額が長さをもつて定められているものでその占有の長さが1メ	～ 略 ～ (占用料の額) 第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をした期間(電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をした期間。以下同じ。)に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額の合計額とする。 (削る) 2 (略) 3 占用料の額を算出する基礎となる占有面積、表示面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。 (削る)

一メートル未満であるとき又は1メートル未満の端数を生じたときは1メートルとして計算する。

5 (略)

～略～

別表(第2条関係)

占用物件	単位	占用料
法第3条第1項第1号に掲げる工作物	1本につき1年	2,020円
第1種電柱		
第2種電柱		3,100
第3種電柱		4,190
第1種電話柱		1,810
第2種電話柱		2,890
第3種電話柱		3,970
支線及び支線柱		830
その他の柱類		180
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	18
地下電線その他地下に設ける線類		11
路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,770
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,080
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,610
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,520
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	7,610
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,610

4 (略)

～略～

別表(第2条関係)

占用物件	単位	占用料
法第3条第1項第1号に掲げる工作物	1本につき1年	2,300円
第1種電柱		
第2種電柱		3,540
第3種電柱		4,770
第1種電話柱		2,060
第2種電話柱		3,290
第3種電話柱		4,520
支線及び支線柱		950
その他の柱類		210
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	21
地下電線その他地下に設ける線類		12
路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,010
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,230
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4,110
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,730
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	7,410
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	4,110

法第3	外径が0.07メー	長さ1メ	76	法第3	外径が0.07メー	長さ1メ	86
2条第	トル未満のもの	ートルに		2条第	トル未満のもの	ートルに	
1項第	外径が0.07メー	つき1年	110	1項第	外径が0.07メー	つき1年	120
2号に	トル以上0.1メー			2号に	トル以上0.1メー		
掲げ	トル未満のもの			掲げ	トル未満のもの		
る工	外径が0.1メー		160	る工	外径が0.1メー		180
作物	ル以上0.15メー			作物	ル以上0.15メー		
	トル未満のもの				トル未満のもの		
	外径が0.15メー		220		外径が0.15メー		250
	トル以上0.2メー				トル以上0.2メー		
	トル未満のもの				トル未満のもの		
	外径が0.2メー		320		外径が0.2メー		370
	トル以上0.3メー				トル以上0.3メー		
	トル未満のもの				トル未満のもの		
	外径が0.3メー		430		外径が0.3メー		490
	トル以上0.4メー				トル以上0.4メー		
	トル未満のもの				トル未満のもの		
	外径が0.4メー		760		外径が0.4メー		860
	トル以上0.7メー				トル以上0.7メー		
	トル未満のもの				トル未満のもの		
	外径が0.7メー		1,080		外径が0.7メー		1,230
	トル以上1メートル				トル以上1メートル		
	未満のもの				未満のもの		
	外径が1メートル		2,170		外径が1メートル		2,470
	以上2メートル未				以上2メートル未		
	満のもの				満のもの		
	外径が2メートル		4,330		外径が2メートル		4,930
	以上のもの				以上のもの		
法第32条第1項第3号に	占用面積		3,610	法第32条第1項第3号に	占用面積		4,110
掲げる施設	1平方メ			掲げる施設	1平方メ		
法第3歩廊	ートルに		140	法第3歩廊	ートルに		160
2条第	その他のもの	つき1年	280	2条第	その他のもの	つき1年	330
1項第				1項第			
4号に				4号に			
掲げ				掲げ			
る施				る施			
設				設			
法第3地	下	階数が1の	A×0.0	法第3地	下	階数が1の	A×0.0
2条第街	及	もの	004	2条第街	及	もの	05
1項第び	地	階数が2の	A×0.0	1項第び	地	階数が2の	A×0.0
5号に下	室	もの	007	5号に下	室	もの	08
掲げ		階数が3以	A×0.0	掲げ		階数が3以	A×0.0

る 施	上のもの		008
設	上空に設ける通		3,800
	路		
	地下に設ける通		2,280
	路		
	その他のもの		280
法第3	祭礼、縁日等のた	占用面積	76
2条第	めに一時的に設	1平方メ	
1項第	けるもの	ートルに	
6号に		つき1日	
掲 げ	その他のもの	占用面積	760
る 施		1平方メ	
設		ートルに	
		つき1月	
政 令	看板	一時的に	表示面積
第7条	(ア一設けるも	1平方メ	760
第1号	チでの	ートルに	
に掲	ある	つき1月	
げるも	その他の	表示面積	7,610
物件	を除もの	1平方メ	
	く。)	ートルに	
		つき1年	
	標識	1本につ	2,890
		き1年	
	旗 ざ	祭礼、縁日	1本につ
	お	等のため	き1日
		に一時的	
		に設ける	
		もの	
		その他の	1本につ
		もの	き1月
	幕(政	祭礼、縁日	その面積
	令第7	等のため	1平方メ
	条第4	に一時的	ートルに
	号に	に設ける	つき1日
掲 げ	もの		
る 工	その他の	その面積	760
事 用	もの	1平方メ	
施 設		ートルに	
であ		つき1月	
るも			
のを			

る 施	上のもの		1
設	上空に設ける通		3,710
	路		
	地下に設ける通		2,220
	路		
	その他のもの		330
法第3	祭礼、縁日等のた	占用面積	74
2条第	めに一時的に設	1平方メ	
1項第	けるもの	ートルに	
6号に		つき1日	
掲 げ	その他のもの	占用面積	740
る 施		1平方メ	
設		ートルに	
		つき1月	
政 令	看板	一時的に	表示面積
第7条	(ア一設けるも	1平方メ	740
第1号	チでの	ートルに	
に掲	ある	つき1月	
げるも	その他の	表示面積	7,410
物件	を除もの	1平方メ	
	く。)	ートルに	
		つき1年	
	標識	1本につ	3,290
		き1年	
	旗 ざ	祭礼、縁日	1本につ
	お	等のため	き1日
		に一時的	
		に設ける	
		もの	
		その他の	1本につ
		もの	き1月
	幕(政	祭礼、縁日	その面積
	令第7	等のため	1平方メ
	条第4	に一時的	ートルに
	号に	に設ける	つき1日
掲 げ	もの		
る 工	その他の	その面積	740
事 用	もの	1平方メ	
施 設		ートルに	
であ		つき1月	
るも			
のを			

除く。)			
ア	一車道を横断するもの	1基につき1月	7,610
チ	その他のもの		3,800
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	760
前各項に該当しないもの		前各項に準じて町長が定める額	

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 Aとは、地方税法(昭和25年法律第2

除く。)			
ア	一車道を横断するもの	1基につき1月	7,410
チ	その他のもの		3,710
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	740
前各項に該当しないもの		前各項に準じて町長が定める額	

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 Aとは、地方税法(昭和25年法律第2

26号)第380条第1項の規定により備
え付けられた固定資産課税台帳に登
録された近傍類似地の1平方メート
ル単位価格をいうものとする。

26号)第380条第1項の規定により備
え付けられた固定資産課税台帳に登
録された近傍類似地の1平方メート
ル単位価格をいうものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行
する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町道路占
用料条例の規定は、この条例の施行の日
(以下「施行日」という。)以後に許可を
受けた占用に係る占用料について適用
し、同日前に許可を受けた占用に係る占
用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に占用の許可を受け、かつ、
施行日において現に占用を継続してい
る物件(以下「既存物件」という。)の平
成31年度以後の年度における占用料の
額は、当該年度の前年度における当該既
存物件に係る1年あたりの占用料の額に
1.2を乗じて得た額(以下「調整額」とい
う。)が、新条例第2条の規定による当該
既存物件に係る1年当たりの占用料の額
に達するまでの間、同条の規定にかかわ
らず、調整額とする。